当該会社等については、同項に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等若しくはグループ国内最低課税額報告事項等又はこれらに相当する事項の提供に関する要件にかかわらず、同項の規定の適用があるものとする。ただし、法第八十二条の二第二項の場合に該当するときは、この限りでない。

2　法第八十二条の二第三項の直前の四対象会計年度のうちに対象法人がない対象会計年度がある場合における同項の規定の適用については、同項に規定する同条第二項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度には、同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度を含むものとする。

3　法第八十二条の二第四項の直前の四対象会計年度のうちに対象法人がない対象会計年度がある場合における同項の規定の適用については、同項に規定する同条第一項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度には、同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度を含むものとする。

第二編第二章第二節を削る。

第百五十五条の三十六第一項中「第八十二条の二第一項」を「第八十二条の三第一項」に改め、同項第一号中「第八十二条の二第二項第一号に」を「第八十二条の三第二項第一号に」に改め、同号イ(1)中「第八十二条の二第二項第一号イ」を「第八十二条の三第二項第一号イ」に改め、同号ロ中「第八十二条の二第二項第一号ロ」を「第八十二条の三第二項第一号ロ」に改め、同項第二号中「第八十二条の二第二項第二号に」を「第八十二条の三第二項第二号に」に改め、同号イ(1)及びロ中「第八十二条の二第二項第二号ハ」を「第八十二条の三第二項第二号ハ」に改め、同号イ(2)中「第八十二条の二第二項第一号ロ」を「第八十二条の三第二項第一号ロ」に改め、同項第二号中「第八十二条の二第二項第二号に」を「第八十二条の三第二項第二号に」に改め、同号イ(1)及びロ中「第八十二条の二第二項第二号ハ」を「第八十二条の三第二項第二号ハ」に改め、同項第三号中「第八十二条の二第二項第三号に」を「第八十二条の三第二項第三号に」に改め、同号イ中「の合計額(2)を」(2)に改め、「零」の下に「の合計額」を加え、同号イ(1)及びロ中「第八十二条の三第二項第三号ニ」を「第八十二条の三第二項第三号ハ(1)」に改め、同項第四号中「第八十二条の二第二項第四号」を「第八十二条の三第二項第四号」に改め、同項第五号中「第八十二条の二第二項第五号」を「第八十二条の三第二項第五号」に改め、同項第六号中「第八十二条の二第二項第六号」を「第八十二条の三第二項第六号」に改め、同項第七号中「第八十二条の二第四項第一号に」を「第八十二条の三第四項第一号に」に改め、同号イ(1)中「第八十二条の二第四項第一号イ」を「第八十二条の三第四項第一号イ」に改め、同号イ(2)中「第八十二条の二第四項第一号ロ」を「第八十二条の三第四項第一号ロ」に改め、同号ロ中「第八十二条の二第四項第一号ニ」を「第八十二条の三第四項第一号ニ」に改め、同項第八号中「第八十二条の二第四項第二号に」を「第八十二条の三第四項第二号に」に改め、同号イ(1)及びロ中「第八十二条の二第四項第二号ハ」を「第八十二条の三第四項第二号ハ」に改め、同項第九号中「第八十二条の二第四項第三号に」を「第八十二条の三第四項第三号に」に改め、同号イ中「の合計額(2)を」(2)に改め、「零」の下に「の合計額」を加え、同号イ(1)及びロ中「第八十二条の二第四項第三号ニ」を「第八十二条の三第四項第三号ニ」に改め、同号ハ(1)中「第八十二条の二第四項第三号ハ」を「第八十二条の三第四項第三号ハ」に改め、同項第十号中「第八十二条の二第四項第四号」を「第八十二条の三第四項第四号」に改め、同項第十一号中「第八十二条の二第四項第五号」を「第八十二条の三第四項第五号」に改め、同項第十二号中「第八十二条の二第四項第六号」を「第八十二条の三第四項第六号」に改め、同条第二項中「第八十二条の二第三項」を「第八十二条の三第三項」に改め、同条の前に次の節名及び款名を付する。

第二節　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税

第一款　国際最低課税額

第百五十五条の三十七第一項中「第八十二条の二第一項第一号イ」を「第八十二条の三第一項第一号イ」に改め、同条第二項中「第八十二条の二第一項第一号イに規定する政令」を「第八十二条の三第一項第一号イに規定する政令」に改め、同項第一号イ及びロ中「第八十二条の二第一項第一号イ」を「第八十二条の三第一項第一号イ」に改め、同号イ及びロ中「第八十二条の二第一項第一号ロ」を「第八十二条の三第一項第一号ロ」に改め、同項第二号中「第八十二条の二第二項第四号ハ」に改め、同号イ及びロ中「第八十二条の二第一項第一号ロ」を「第八十二条の三第一項第一号ロ」に改め、同条第四項中「第八十二条の二第一項第二号ロ」を「第八十二条の三第一項第二号ロ」に改め、同条第五項中「第八十二条の二第一項第二号ハ」を「第八十二条の三第一項第二号ハ」に改め、同条第六項中「第八十二条の二第一項第三号イ」を「第八十二条の三第一項第三号イ」に、「第八十二条の二第一項第三号ロ」を「第八十二条の三第一項第三号ロ」に改め、同条第七項中「第八十二条の二第一項第三号イ」を「第八十二条の三第一項第三号イ」に改め、同条第八項中「第八十二条の二第一項第一号イ」を「第八十二条の三第一項第一号イ」に、「第八十二条の二第四項第四号ハ」を「第八十二条の三第四項第四号ハ」に改め、同条第九項中「第八十二条の二第一項第三号ロ」を「第八十二条の三第一項第三号ロ」に、「第八十二条の二第一項第一号ロ」を「第八十二条の三第一項第一号ロ」に、「第八十二条の二第二項第四号ハ」を「第八十二条の三第二項第四号ハ」に、「第八十二条の二第一項第四号イ」を「第八十二条の三第一項第四号イ」に、「第八十二条の二第一項第二号ロ」を「第八十二条の三第一項第二号ロ」に改め、同条第十一項中「第八十二条の二第一項第四号ロ」を「第八十二条の三第一項第四号ロ」に、「第八十二条の二第一項第二号ニ」を「第八十二条の三第一項第二号ニ」に改め、同条第十二項中「第八十二条の二第十四項」を「第八十二条の三第十四項」に改める。

第百五十五条の三十八第一項中「第八十二条の二第二項第一号イ(2)(i)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(2)(i)」に、「第八十二条の二第二項第一号イ(2)(ii)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(2)(ii)」に改め、同項第二号中「の平均額」を「を基礎」に改める。

第百五十五条の三十九の見出しを「繰越控除の対象となる構成会社等の過去対象会計年度に係る国別調整後対象租税額」に改め、同条中「第八十二条の二第二項第一号イ(3)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(3)」に、「前に」を「開始の日前に」に改め、同条第一号中「第八十二条の二第二項第一号イ(1)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(1)」に改め、同条第二号中「第八十二条の二第二項第三号に定める」を「第八十二条の三第二項第三号ハに掲げる」に、「もの」を「場合における当該過去対象会計年度」に改める。

第百五十五条の四十第一項中「第八十二条の二第二項第一号ロ」を「第八十二条の三第二項第一号ロ」に改め、同条第二項第二号中「第八十二条の二第二項第一号イ(2)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(2)」に改める。

第百五十五条の四十一第一項中「の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等(」を「に属する構成会社等の各対象会計年度のその所在地国に係る国別利益超過額がある場合において、当該特定多国籍企業グループ等の当該対象会計年度（以下この条において「適用対象会計年度」という。）に係るグループ国際最低課税額等報告事項等（当該」に、「当該構成会社等の」を「当該」に、「並びに構成会社等」を「並びに当該構成会社等及び当該他の構成会社等」に、「提供があるとき」を「提供があるとき」に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等に」を「グループ国際最低課税額等報告事項等に」に、「(特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「(特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等」に、「において、当該対象会計年度（以下この項、次項及び第四項において「適用対象会計年度」という。）に係る国別利益超過額があることにより、」を「は、」に、「次項第二号」を「以下この項及び次項第二号」に、「又は年度別利益配分額があるとき」を「と年度別利益配分額